

オレンジハート

社協だより

No.51

平成22年3月1日発行

編集・発行

ふれあいネットワーク

社会福祉法人

南相馬市社会福祉協議会

〒975-0011

福島県南相馬市原町区小川町322-1

TEL 0244-24-3415

FAX 0244-24-1271

<http://www.m-somashakyo.or.jp>

shakyo@m-somashakyo.or.jp

印刷:株式会社まつざき印刷



▲今年が、いい年でありますように



鬼を倒して、
福を呼ぼう！



仲町児童センターと高平児童館では、2月
3日の節分に豆まきを行いました。
子どもたちは、元気よく「鬼は外！福は
内！」と豆を投げ、鬼を追い出しました。
豆まきの後、みんなで恵方巻を今年の方
角（西南西）に向かって食べながら、福を
呼びこみました。



▲みんなの元気に鬼は逃げ出しました。

ボランティア講座開催

ボランティア講座を2回に分けて実施しました。2月17日は「高齢者の心と身体」をテーマにして、高齢者との会話では、相手が安心感を保てるように、相づちなど、話を受けとめる姿勢や態度に気遣うことの大切さを学びました。その後、ふれあいサロンなどで使えるようなレクリエーションゲームを楽しみました。

2月24日には「認知症高齢者疑似体験」をテーマにヘッドマウントディスプレイを使用し認知症高齢者の混乱や戸惑いを体験する学習をしました。

参加者は自分が行こうとする方向にスムーズに移動できない状況に置かれ、戸惑いながらの体験となりました。



▲新聞パズル



▲お金持ちジャンケン

*ヘッドマウントディスプレイとは



ゴーグルやヘルメットの形状をした、頭にかぶる映像装置のこと。両目の位置に液晶など小型のディスプレイが設置されている。



▶皆さん、真剣な表情でパソコンに向かっていました

市内の60歳以上の方を対象に、全3コースに分かれ、1コースあたり1日3時間で5日間にわたってパソコン講習会を開催しました。

受講者の皆さん、電源の入れ方から文書作成やインターネット体験などを実践しました。

1日目は緊張した面持ちでマウスを握っていましたが、最終日になるとインターネットで買い物する方法などを体験し、自分の欲しいものをそれぞれ検索できるようになりました。

今後は、受講者同士でパソコンサークルを設立し続けていきたいとの声もありました。



◀講師のダイコー株
村田 裕一氏に、様々な質問
飛び出しました

高齢者初心者パソコン講習会 (高齢者生きがい対策事業)

平成22年度 地域間3世代交流事業助成金のご案内

1. 目的

少子高齢社会や核家族化の進展により、地域間の交流が希薄となり、地域から孤立した高齢者や育児に悩む保護者の増加など、地域を取り巻く環境が変化してきています。

そのような中で、地域での支え、助けあう活動を自主的にできる組織づくりや、社会活動の支援を目的としています。

2. 助成対象

市内の地域組織などの自主活動による、地域の高齢者・親子など、主に3世代の交流を目的とした特別事業とします。

◆ 対象組織の範囲

単位行政区または隣接する行政区と合併により構成された地域

(おおむね50世帯の区域を自安とします)

◆ 対象事業例

地域内の3世代の交流が図れる事業
(地域文化の伝承・体験など)

◆ 対象外事業

- 公的機関などとの共催事業
- 既存の事業への上乗せ
- 参加対象を限定する事業
- 会員同士の親睦が目的の事業

☎ 44-15970 (小高区)
☎ 46-15354 (鹿島区)
☎ 46-13415 (原町区)

各地区福祉係まで



▲風船割り競争
(小高区小屋木行政区)

3. 助成額

1事業に対し、助成対象総経費の3分の2以内とし、本会の予算の範囲において助成額を決定します。

4. 助成対象経費

事業の実施に必要な、消耗品、食材費、講師にかかる費用、賃借料などで、総額5万円を限度額とします。

5. 事業実施期間

平成22年度中に実施する事業

事業の実施1ヶ月前までに、所定の申請様式により申請してください。
(申請については、左記までにご連絡ください。)

6. 申請方法

事業実施の概ね1ヶ月前までに、所定の申請書により申請してください。
(申請については、左記までにご連絡ください。)



▲レクダンス (石神地区福祉委員会)

平成22年度 地域福祉事業助成金のご案内

市内で活動する福祉団体などが

行う地域福祉の推進を目的とした自主事業に対し、事業費の一部を助成します。

《対象事業例》

- ① 地域での支えあい・助けあいを推進する事業
- ② 高齢者を地域で支えあう事業
- ③ 障がい者の自立を促進する事業
- ④ 障がい者がかかる問題などを、バツクアップする事業
- ⑤ 児童を地域で育てる(教える)事業

《対象外事業》

- ⑥ 子育てを支援する事業
- ⑦ 地域の文化などを伝承・体験できる事業
- ⑧ 職域のボランティア活動
- ⑨ 地域福祉事業をとおして、市内全体へつながるような事業
- ⑩ 新しい福祉のニーズを取り入れた事業

《助成額》

公費補助金や、他の助成団体より活動助成金を受けている事業は、原則対象となりません。

《申請方法》

事業実施の概ね1ヶ月前までに、所定の申請書により申請してください。
(申請については、左記までにご連絡ください。)

◆ 申込・問い合わせ先

各地区福祉係まで

☎ 44-15970 (小高区)
☎ 46-15354 (鹿島区)
☎ 46-13415 (原町区)

平成22年度
原町区ふれあいサロン

活動助成金のご案内

原町区内で実施される「ふれあいサロン」の支援を目的に、活動にかかる経費の一部を助成します。

③備品購入費
サロン立ち上げ時に必要な備品を購入する経費の一
部（開設当初一回のみ）

△助成の種類△

①運営費

サロンの運営にかかる経費の一部（参加者数より算出）

②賃借料
サロンの会場を借り上げて実施する場合にかかる賃料の一部

活動助成金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ所定の様式により、本会にサロン活動の登録を行なう。

△利用申請△

鹿島区でもサロン活動に対する支援を実施しています。左記までにご相談ください。



◆申込・問い合わせ先

☎ 46-15354 (鹿島区)
地域福祉係まで
13415 (原町区)

南相馬市社会福祉協議会 会館使用案内

1. 小高区 社協会館 (小高区本町2丁目89) 川房福祉館 (小高区川房字猿田73-2)

区分	使用料
午前9時から正午まで	300円
正午から午後5時まで	500円
午後5時から午後9時まで	1,000円

2. 鹿島区 むつみ荘 (鹿島区西町2丁目117)

区分	使用料
市内の60歳以上 1人	1日 300円
一般及び市外 1人	1日 500円
障害者手帳提示の方	無料
午前9時から午後3時30分まで	

3. 原町区 仲町児童センター (原町区仲町2丁目165) 高平児童館 (原町区下北高平字古館36-5)

施設名	区分	使用料
仲町児童センター	午前9時から午後6時まで	1時間 310円
高平児童館	午前9時から正午まで	1時間 310円



4. 原町区福祉会館 (原町区小川町322-1)

施設名	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	普通期間	特別期間	普通期間	特別期間	普通期間	特別期間
視聴覚室	5,250円	6,820円	5,250円	7,350円	7,870円	9,970円
講座室	2,100円	3,360円	2,100円	3,780円	3,150円	4,830円
第1集会室	1,050円	1,360円	1,050円	1,470円	1,570円	1,990円
第2集会室	1,050円	1,360円	1,050円	1,470円	1,570円	1,990円
第1・2集会室	1,570円	2,100円	2,100円	2,200円	2,410円	2,940円

※特別期間は、7・8月及び11月から3月の期間で冷暖房費をそれぞれ加算した料金です。
また、普通期間は、上記以外の期間です。

※減免について (1) 官公庁並びにこれに類する福祉、保健関係団体……………10割減免
(2) 賛助会員……………2割減免

(3) (2)で減免した使用料が、10円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とします。

◆利用申込・問合せ

【小高区】社協会館・川房福祉館 ☎ 44-5970 【鹿島区】むつみ荘 ☎ 46-5354
【原町区】仲町児童センター ☎ 22-1803 高平児童館 ☎ 24-3557 原町区福祉会館 ☎ 24-3415

高齢者世帯ふれあい 交流事業開催

鹿島区在住の高齢者世帯の方を対象に、交流事業を開催します。

鹿島区担当地区の民生委員まで、お気軽にお申し込みください。

- ◆日 時 平成22年3月29日(月)
午前10時～正午
- ◆会 場 鹿島区社会福祉センター
むつみ荘
- ◆対 象 鹿島区在住の高齢者世帯の方
- ◆内 容 健康体操、講話
- ◆参 加 費 200円(昼食を準備いたします)
- ◆そ の 他 動きやすい服装でご参加ください。
- ◆申 込 先 鹿島区担当地区民生委員まで
- ◆申込締切 平成22年3月19日(金)
- ◆問合せ先 地域福祉係 ☎46-5354
(鹿島区)浜名まで

自力で歩行が困難な高齢者の方など、外出を支援するために車いす同乗車の貸出しを行っています。

平成22年度の社協会費・日赤社費・共同募金の金額を事前に提示いたしました。

本会事業の推進並びに各種募金に対して、日頃より特段のご支援・ご協力を賜りましてありがとうございます。

※なお、募集内容の詳細については、それぞれの募集時期に改めてご依頼しますので、よろしくお願ひします。

	社協会費	日赤社費
1世帯目標額	500円	500円
特別会費(社費)	1,000円	2,000円
募集(依頼)時期	4月	4月

	赤い羽根 共同募金	歳末たすけ あい募金
1世帯目標額	500円	300円
募集(依頼)時期	9月	9月

「ハイチ地震救援金」の受付について

日本赤十字社では、ハイチ地震に対する救援金を、下記により受付けております。

◆救援金受付方法

【郵便振替】

- 振替口座 00110-2-5606
- 口座名義 日本赤十字社
- 取扱い 窓口での取扱いの場合、送金手数料は無料
※備考欄には、「ハイチ地震」と明記してください。
また、受領書を希望される方は「受領書希望」と明記してください。

【銀行振込】

- 東邦銀行 南福島支店(※送金手数料は、同行間無料)
- 口座名義(普通貯金) 日本赤十字社福島県支部
- 口座番号 612536

◆受付期間 平成22年3月31日(水)まで

※各区福祉サービスセンターでも、受付けておりますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

- ◆問合せ先 ☎44-5970(小高区)
- ☎46-5354(鹿島区)
- ☎24-3415(原町区)

車いす同乗車 貸出のご案内

※詳しくは、左記までにご連絡ください。

◆問合せ先

各区地域福祉係

☎44-5970(小高区)
☎46-5354(鹿島区)
☎24-3415(原町区)

自力で歩行が困難な高齢者の方など、外出を支援するために車いす同乗車の貸出しを行っています。

Q & A

①どのような目的で利用できますか?

病院からの入退院や公共交通機関利用のための外出など。

※原則として、市内ののみの利用となります。

②利用料は、かかりますか?

まずは、利用する方と運転する方の登録を行います。登録完了後は、利用したい日を電話などで、予約することによって利用することができます。

③どうすれば、利用できますか?

まずは、利用する方と運転する方の登録を行います。登録完了後は、利用したい日を電話などで、予約することによって利用することができます。



認知症相談会

3月1日号

認知症の人と家族の会では、毎月認知症についての相談会を実施しています。

お気軽にご相談ください。

(3月1日号)

3月1日号

日 時
平成22年3月8日(月)
午後1時30分～午後3時30分

会 場
原町区福祉会館

問合せ先
☎ 23-4045

相談室
古山まで



多重債務無料法律相談会

多重債務者の救済を目的として、福島県弁護士会主催により月2回、無料法律相談会を開催します。事前に予約が必要になります。

◆ 相談後

初回の相談料は無料ですが、相談後、事件委任を希望され、弁護士が相談・交渉・訴訟などを行う場合は有料となります。

◆ 予約受付

環境安全課

(平日 午前8時30分～午後5時まで)

環境安全課

☎ 24-1523-1

日 時
平成22年3月5日(金)
午後1時～午後4時まで

会 場
南相馬市役所

定 員
6人程度(1人・30分位)

◆ 相談方法

電話予約による面接相談のみです。当日は、事前に相談

鹿島区 いきいきデイサービス ニコニコ元気塾ボランティア募集

◆ ボランティアの内容
(看護師などの有資格者)

・高齢者との話し相手
・送迎時の介助

・レクリエーションの補助
・昼食の調理・配膳

◆ 申込・問合せ先
地域福祉係

☎ 46-15354(鹿島区)
鹿仁島まで

◆ 対象外の方
下記の内容で、ご協力いたしました。

その中で、ボランティアをしてくれる方を募集しています。

下記の内容で、ご協力いたただける方は、ご連絡ください。

【賛助会員会費】

〔平成21年12月1日～平成22年2月15日〕
(敬称略させていただきました)

浦島鮨
株DNPファインケミカル
ダスキン小高
(資)塩屋金物店
(有)小谷津工務店
東北商事(株)
南相馬市部課長会
原町ロータリークラブ
ヨッシャーランド
(有)萬詩工房わたなべ
株大場鉄工所
木村印舗
(資)若盛商店
(株)ハッピーケア
(有)ライト印刷
三上魚店
山田自動車修理工場
田村内科医院
福島日野自動車(株)相双営業所
佐藤建設(株)
(株)資成堂
小高清掃(有)
(株)資成堂
福島田原自動車(株)相双営業所
坂平 弘(原町区西町)
(資)鳥居陶器店
南相馬市歯科医師会
松岡建設(株)
(株)渡辺薬局
山家医院
株こはた印刷所
小高ロータリークラブ
梅の香
(株)ホテル森の湯
山家医院
しんかわ商店
株こはた印刷所
門馬清掃(有)
(株)佛叶屋地所部
梅の香
(株)ホテル森の湯
山家医院
しんかわ商店
株こはた印刷所
門馬清掃(有)
(株)佛叶屋地所部
(資)塩屋金物店
(有)小谷津工務店
東北商事(株)

ありがとうございました。

第十五回 誌上法律相談!!

「夫の年金を貰える?」

(離婚時の年金分割について)



相馬ひまわり基金法律事務所

弁護士 米 村 俊 彦

パレオサポート (3月1日号)

ないのあまり関係がありません。)

年金分割が導入される

以前は、離婚の際に、

(元)夫が現在又は将来受

給する年金の一部を(元)

妻に支払う約束をするな

どの手当が講じられてき

ましたが、(元)夫が約束

通り支払わない可能性も

ありますし、(元)夫が先

に死亡すると、以後の支

払いを受けることができ

なくなりてしまいます。

このような問題状況を

考慮して、平成19年4月

から、離婚時の年金分割

の制度が導入されまし

た。基本的な仕組みは、

婚姻期間中の厚生年金や

共済年金の保険料納付の

記録を、夫婦間で分割す

るものであり、わかりやすくいうと、夫が納めていた年金保険料を妻が納めたことにするということです。

分割を受けた当事者は、増えた保険料納付の記録に応じた厚生年

金等を自分の年金として

受給することができます。

自分の年金ですか

ら、元配偶者が先に死亡

しても関係なく受給でき

るわけです。分割の割合

は、当事者間で合意する

ことがあります。分割の割合

ができないければ裁判所の

手続きで決めることにな

ります。

○ひばり法律事務所

☎ 26-6006

○若杉裕二法律事務所

☎ 37-2560

※初回法律相談30分につき5,250円となつております。(ご相談の際、参考にしてください。

離婚後の生活資金に目を向けてみると、夫と妻の年金受給額に大きな格差が生じうるという問題が

を知つておき、いざといふときに検討して頂ければと思います。

○誌上法律相談にご協力

いただいている弁護士事務所は左記のとおりです。

「まーじーる」ひろば

平成22年1月16日～平成22年2月15日

福祉の仕事相談会

日 時 3月18日(木)
午前10時～
午後3時まで

会 場 原町区福祉会館

※問合せ先
福島県社会福祉協議会
人材研修課 福祉人材センター
☎ 024-521-5662

○市民相談（法律相談）

《日 時》 3月18日(木)
9:00~12:00

《会 場》市役所市民相談室

《定員》8人※
【問合せ先】
市民生活部市民課

総合相談所

○法律相談《相談員：弁護士》

☆3月2日(火)・4月6日(火)

9:00~12:00

《会場》 原町区福祉会館

☎ 24-3415

○心配ごと相談

《相談員：本会委嘱の相談員》

(9:00 ~ 12:00)

小高区 3月9日(火)

小高老人福祉センター

鹿島区 3月9日(火)・3月23日(火)
鹿島区社会福祉センター

尾山荘左云酒造 (むつみ荘)

3月9日(火)

※相談日以外は、社会福祉協議会職員が対応します

※市民相談を含め、上記の相談会は無料となっております。

福島いのちの電話 相談電話 024-536-4343